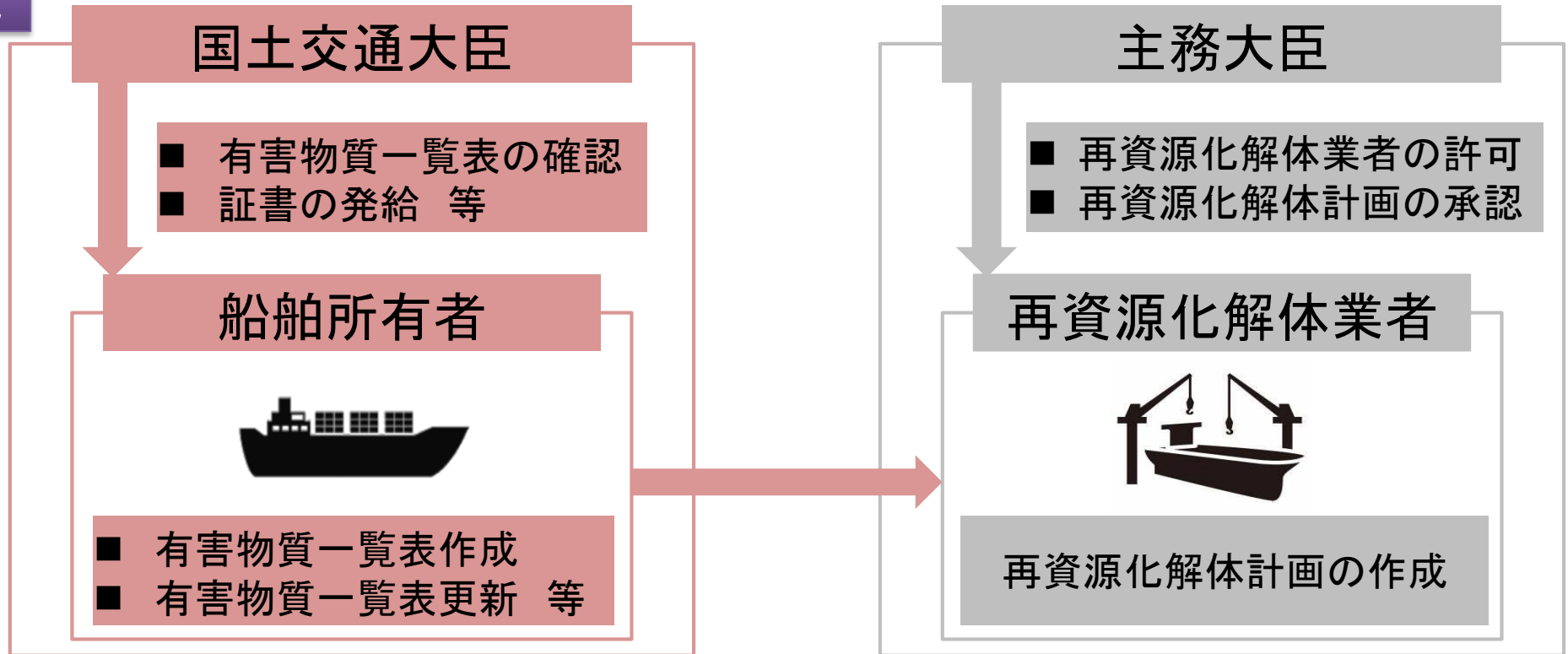


シップ・リサイクル法の概要

概要

- 正式名称は、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」
- 2018年6月に成立
- 所管は、国土交通省、厚生労働省及び環境省
- 施行期日は、条約が効力を生ずる日(→発効要件が満たされた日の後24ヶ月)
- 相当制度は、平成31年4月1日から施行(船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の一部の施行期日を定める政令(平成31年政令第11号))

制度



船舶所有者、再資源化解体業者の双方による労働災害・環境汚染防止制度

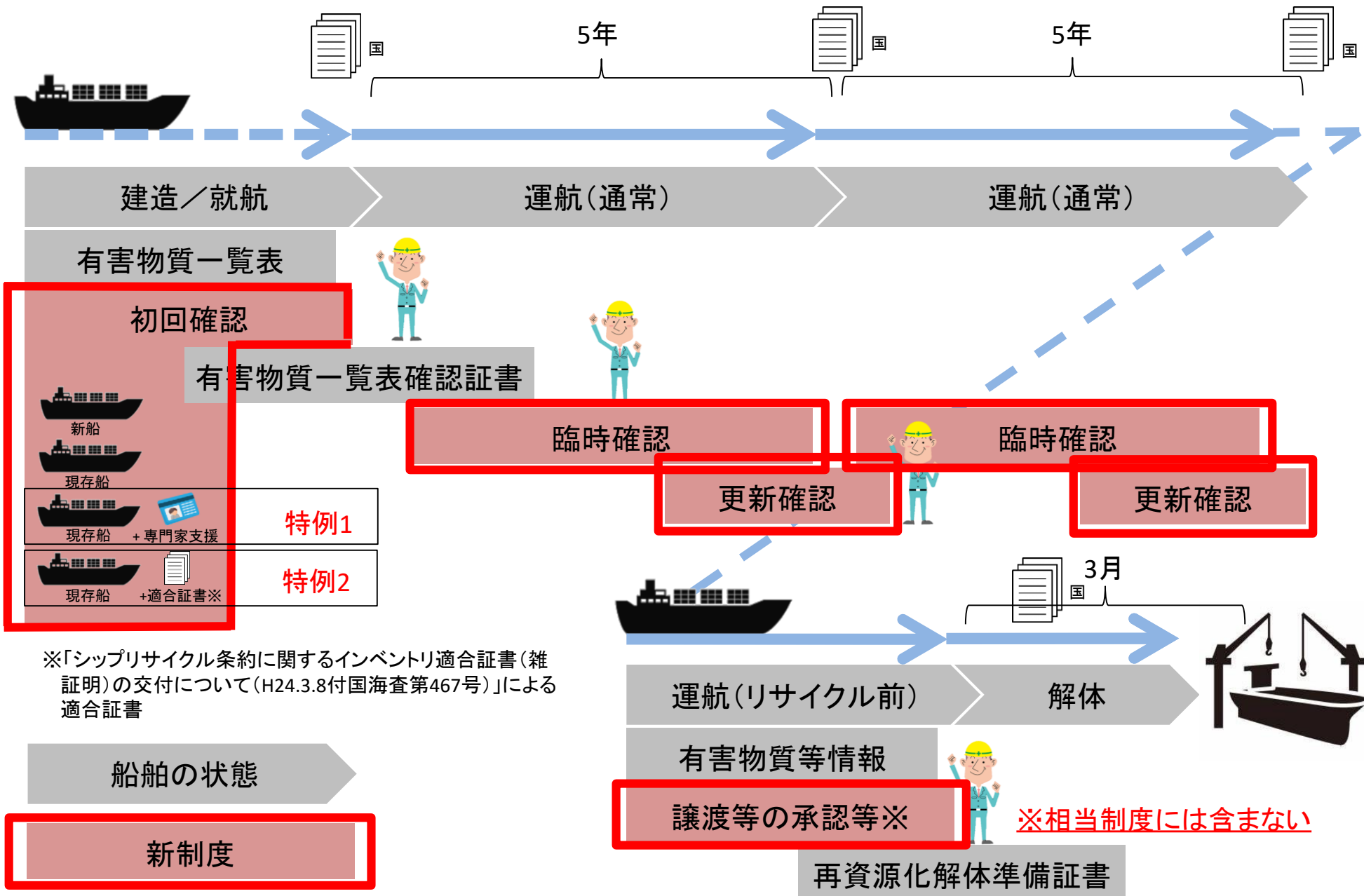
シップ・リサイクル法の適用船舶

	EEZを越えて航行	運航時はEEZを超えない	
五百トン以上	①適用 (外航船)	②適用 (海外売船等)	③適用 (条約非適用) (国内解体)
五百トン未満	④非適用 (外航船)	⑤適用 (海外売船等の時に国際総トン数500トン以上となる場合)	⑥非適用 (条約非適用) (国内解体)

特定日本船舶 = ① + ② + ③ (+ ⑤) → 再資源化解体の承認

特別特定日本船舶 = ① + (② + ⑤) → 有害物質一覧表作成

新制度における審査(確認等)の概要



※「シップリサイクル条約に関するインベントリ適合証書(雑証明)の交付について(H24.3.8付国海査第467号)」による適合証書

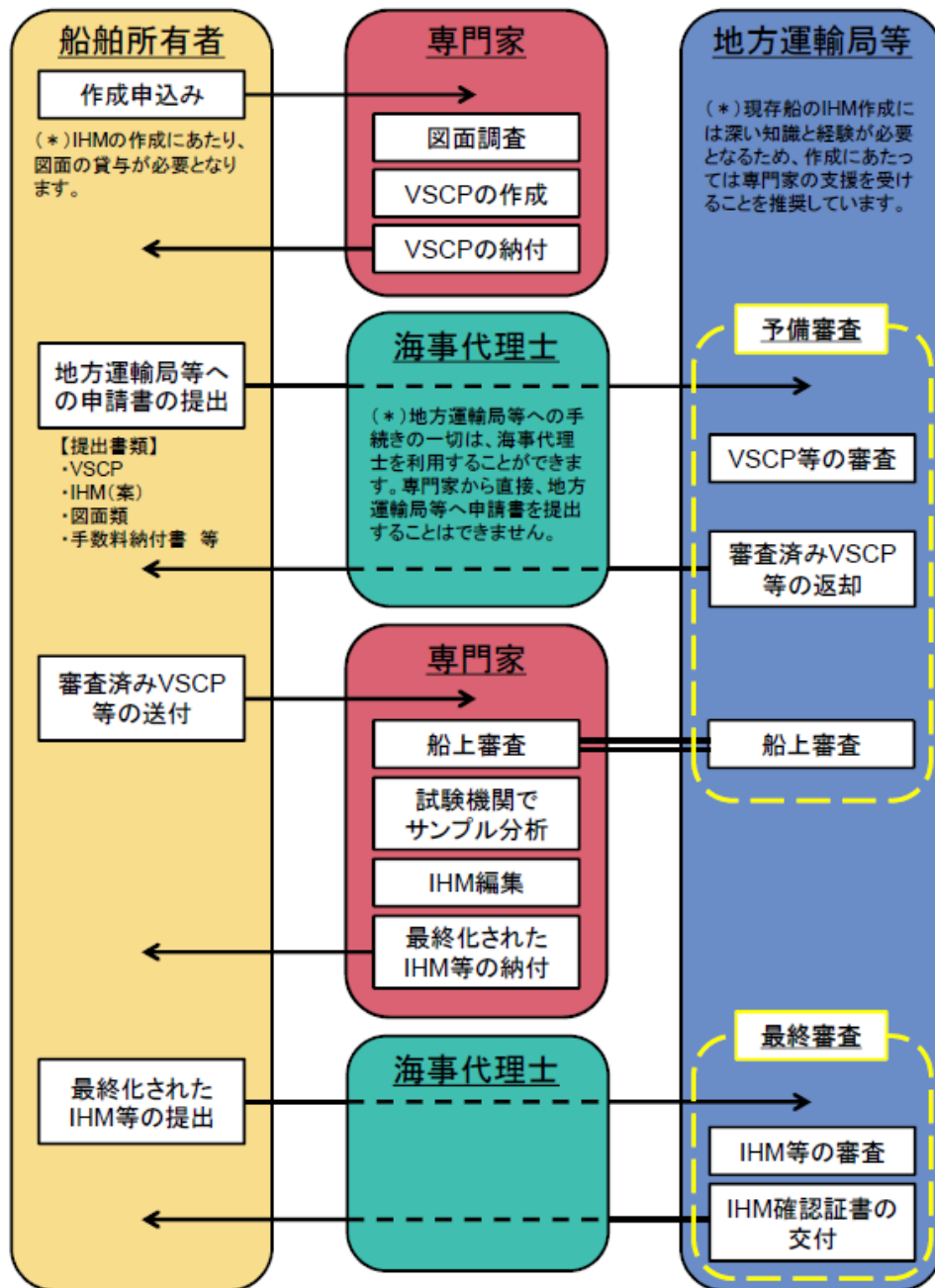
専門家制度(JG証明取得基準)

要件	専門家A	専門家B
(1) 専門知識(技術)	<p>インベントリの作成及び実船調査を適正に行うことができる以下の知識を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">①船舶艀装、機関艀装、電気艀装②有害物質の取扱、サンプリング③インベントリの作成方法④実船調査の方法	<p>実船調査を適正に行うことができる以下の知識を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">①船舶艀装、機関艀装、電気艀装②有害物質の取扱、サンプリング③実船調査の方法
(2) 専門知識(法令)	<p>以下の関連法令に関する知識を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">①リサイクル条約、関連ガイドライン②リサイクル法、<u>関連規則等</u>	<p>以下の関連法令に関する知識を有していること</p> <ul style="list-style-type: none">①リサイクル条約、関連ガイドライン②リサイクル法、<u>関連規則等</u>
(3) 実績	<ul style="list-style-type: none">①申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成の経験が2隻以上あること②申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること	<p>申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること</p>

専門家制度(JG証明更新基準)

専門家種別	要件	同等効力(以下の何れか)
専門家A	<ul style="list-style-type: none">①申請日から2年以内の期間においてインベントリ作成の経験が2隻以上あること②申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること	<ul style="list-style-type: none">① NKCSの資格を有している者② 申請日から2年以内の期間において、JG証明取得基準(実績を除く)に関する研修を毎年5時間以上受講している者③ 上記と同等の実績を有する者として、検査測度課長が認める者
専門家B	申請日から2年以内の期間において実船調査の経験が2隻以上あること	同上

インベントリ作成(現存船)に関する手続きの流れ

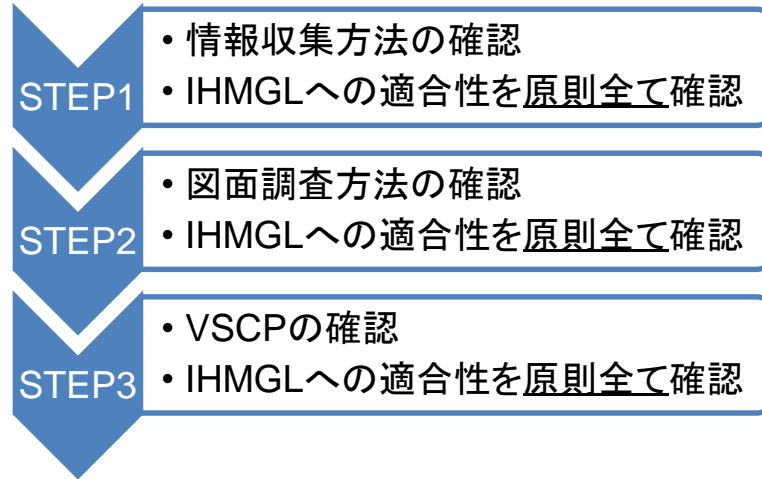


初回確認(現存船方式)の概要

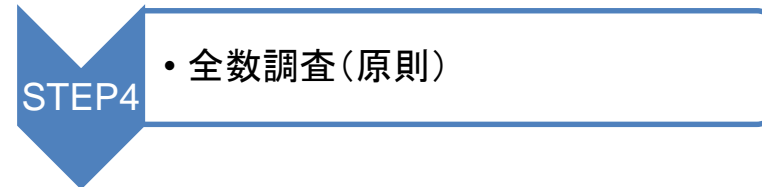
※登録専門家による支援を受けない場合の厳格な審査

(1) 予備審査(文書審査) ※以下に掲げる書類の審査

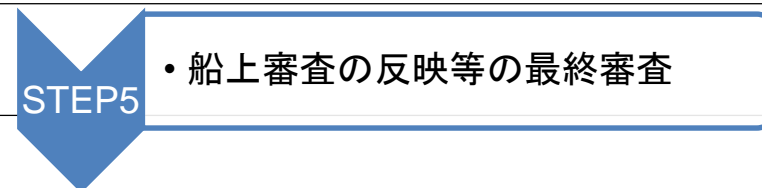
- 申請書
- チェックリスト(有る場合に限る。)
- VSCP
- Location Diagram
- 有害物質一覧表
- MD/SDoC
- 一般配置図
- 機関室配置図



(2) 予備審査(船上審査) ※予備審査済みのVSCP等に従って船上で行う審査



(3) 最終審査 ※船上審査の結果を反映した有害物質一覧表等の最終審査



(4) 有害物質一覧表確認証書の交付

初回確認(特例1)の概要

※登録専門家による支援を受ける場合の効率的な審査

(1) 予備審査(文書審査) ※以下に掲げる書類の審査

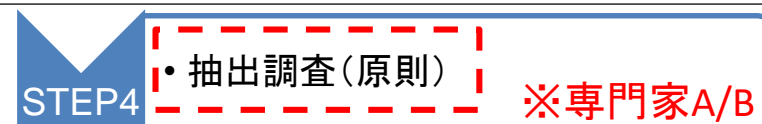
- 申請書
- チェックリスト
- VSCP
- Location Diagram
- 有害物質一覧表
- MD/SDoC
- 一般配置図
- 機関室配置図



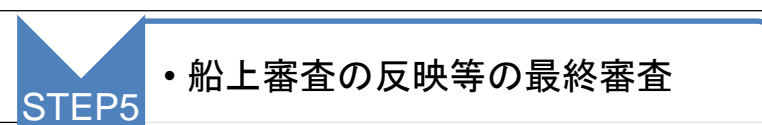
STEP3

- チェックリスト、VSCP 等
- IHMGLへの適合性を効率的に確認

(2) 予備審査(船上審査) ※予備審査済みのVSCP等に従って船上で行う審査

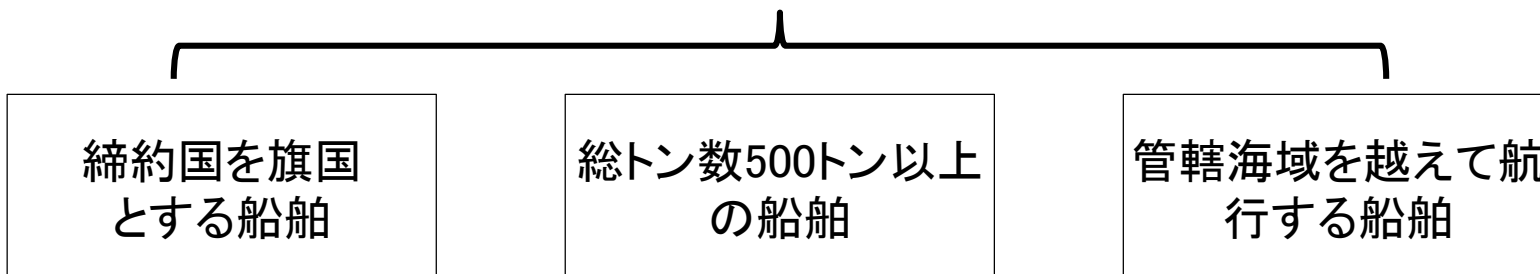


(3) 最終審査 ※船上審査の結果を反映した有害物質一覧表等の最終審査



(4) 有害物質一覧表確認証書の交付

(参考)シップ・リサイクル条約の適用船舶



	管轄区域を越えて航行	管轄海域を超えて航行しない
五百トン以上	適用	非適用※
五百トン未満	非適用※	非適用※

※締約国は合理的かつ可能な範囲で当該船舶を条約に合致させる義務がある。

(参考)シップ・リサイクル条約の対象物質等

記載すべき物質、物品		インベントリ		
		第Ⅰ部 船舶の構造及び機器に 含まれる有害物質	第Ⅱ部 運航中に発生 する廃棄物	第Ⅲ部 貯蔵物
表 A	新規搭載禁止物質 [アスベスト、PCB、オゾン層破壊 物質、有機スズ化合物の4種類]	記載 新造船は搭載禁止 既存船は新規搭載禁止	—	—
表 B	特定化学物質(使用は可) [カドミウム、鉛、六価クロム、水銀 等9種類]	記載 既存船は”可能な限り”	—	—
表 C	潜在的に有害な品目 [油類、廃棄物等]	—	記載	記載
表 D	通常の民生品 [家庭用電化製品等]	—	—	記載
作成時期		建造時 既存船は発効後5年以内	リサイクル前までに	